

建設計画に係る令和2(2020)年度の実施事業に関する意見についての対応調書

香南地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香南地区	1	建設計画と地域審議会の位置づけ	<p>地域審議会は、高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン、いわゆる建設計画の執行状況に関することや建設計画の変更に関することについて、市長の諮問により、答申、意見を述べる機関であると認識しています。</p> <p>しかしながら、ここ最近では、「第6次総合計画」策定における建設計画の位置づけの欠落を始め、立地適正化計画における香南地域の住宅誘導地域の設定、老朽化した香南小学校の改築、香南町農業振興公社の経営悪化、支所の夜間休日管理の問題など、香南町地域のまちづくりに大きく影響がでることが想定される施策・事業であるにもかかわらず、地域審議会への諮問がなされないまま、議論が進められている事案が増加しているように感じています。</p> <p>このようなことは、地域審議会の設置の趣旨を著しく無視しているように思われるとともに、市役所全体として、合併地域に対する意識の低下を感じさせるものです。</p> <p>一般の3月定例議会の一般質問において、いわゆる合併特例債延長法に伴う建設計画の延長については、適切に対応していきたいと大西市長は答弁されているところですが、同時に、合併特例債の発行可能残高が約12億円とすくなくとも公表され、未着手・未完了事業を抱える香南地区においては、今後のまちづくりに影響がでないか非常に危惧しているところですが、つきましては、合併地域のまちづくりの指針的存在である建設計画やまちづくりの方向性を審議する地域審議会が、今後、どのように位置づけられていくのか、お示しいただきたい。</p> <p>また、計画期間も残すところ約2年となりましたが、建設計画に対する進捗状況について、どのような検証が行われているのかお示しください。</p> <p>なお、地域審議会への諮問事項には、地域のまちづくりに関することが含まれていることを改めて申し添えます。</p>	市民政策局	地域振興課	<p>合併14年目を迎え、6町全体での建設計画等登載事業の進捗率は、平成30年度末で91%と、概ね完了しておりますが、道路整備事業等一部未完了の事業がございます、引き続き、実施に努めることとしております。</p> <p>令和3年度以降の建設計画の期間延長につきましては、各事業の進捗状況を見極めながら、財政局とも協議し、適切に対応してまいりたいと存じます。</p> <p>建設計画は、合併協議において関係市町が合意した合併後の地域のビジョンであり、これを十分尊重し、必要な事業が措置されるよう進行管理をしているところであり、地域審議会では、市関係部局と連携した勉強会や検討会の開催を通じて、審議会の中で議論され、地域のまちづくりがなされております。</p> <p>御指摘の点でございますが、建設計画の執行状況、建設計画の変更、まちづくりについての地域審議会への諮問、地域のまちづくりや旧町を包括する施策等についての地域審議会からの意見聴取については、不信感を招くことのないよう適切に対応してまいります。</p> <p>地域審議会では、合併以来、建設計画の執行状況やまちづくりに関すること等についての御意見をいただき、市域が一体となったまちづくりを推進しているところでございますが、令和3年3月31日までを設置期間としており、その後、残された事業につきましては、各事業についての検討会やワーキンググループにおきまして、地域の皆様の御意見をお伺いしながら推進に努めるとともに、建設計画登載事業の執行状況につきましては、これまで同様に公表してまいります。</p> <p>また、地域のまちづくりに関する御意見や御要望につきましては、市内の他の地域と同様に、必要に応じて地域コミュニティ協議会を通じてお伺いするなど、適切に対応してまいりたいと存じます。</p> <p>建設計画の進捗状況の検証につきましては、毎年度、進捗状況を確認しており、香南地区におきましては、平成30年度末で、全154事業中140事業が完了し、進捗率は約91%でございます。残る14事業中6事業が実施中、8事業が未着手でございます。</p>
香南地区	2	香南町における合併特例債の発行状況	<p>香南町では、平成18年1月の合併以来、関係各位の多大なる御尽力により、建設計画に搭載された重点取組事業を中心に、各種施策を展開していただいているところであります。</p> <p>特に、香南こども園、香南コミュニティセンター、りんくうスポーツ公園、香南北部団地の建替え、市道整備などの施設整備事業においては、合併によるメリットともいわれた合併特例債が利用されていると聞いています。</p> <p>様々な事業がすすめられた香南町ですが、建設計画も残すところ2年となった現在、合併特例債の香南町における発行額についてお示しください。</p> <p>また、市全体の合併特例債の発行額に対する香南町における発行額の割合とその割合に対する受け止めをお聞かせください。</p>	財政局	財政課	<p>合併特例債は、単独の旧町地域を超えて、複数の旧市町にまたがる事業の財源としても活用しているため、各町ごとの発行額については算出することが困難です。</p> <p>また、令和元年5月末時点の合併特例債発行額は約492億円となっており、前述のとおり、香南町における発行額の割合はお示しできませんが、建設計画に基づき、新しい市域全体のまちづくりに関して、旧香南町地域の施設・インフラ整備等で大きな進捗を図ることができているものと存じます。</p>
香南地区	3	県道三木綾川線バイパスルート(仮称)の整備	<p>県道三木綾川線バイパスルート(仮称)整備については、県が事業主体であることから、合併前から継続して要望していたものです。その後、市においては、香川町側の市道下川原北線の延長として、香東川への橋梁を整備していただき、香南町と香川町のアクセスの向上が図られようとしています。</p> <p>また、橋梁の完成に合わせて、香東川西側を南北に走る市道城渡吉光線の整備に着手していただいております。</p> <p>しかしながら、市道下川原北線と市道城渡吉光線の整備は、朝、晩に渋滞が引き起こされている県道三木綾川線の城渡橋付近での交通量の増加を招くものであり、自ずと県道円座香南線への迂回が行われる可能性が高いものとなることが予想されます。</p> <p>そこで、地域審議会において、う回路となる香東川西側の狭隘な道路での安全な空間の確保を要望するとともに、県道円座香南線までのバイパスルートの早期着工の必要性を強く要望してきたところであります。</p> <p>特に、供用開始が待たれる下川原北線の橋梁は、県道三木綾川バイパスルート(仮称)の一部だと考えており、早急に県道円座香南線まで延伸する必要性が高いものだと思いますが、市道下川原北線および市道城渡吉光線は、今後、道路ネットワーク上、どのような位置づけになるのかお示しください。</p>	都市整備局	道路整備課	<p>県道三木綾川バイパスルート(仮称)の整備につきましては、平成20年に県から、現道の県道三木綾川線における交通量や渋滞状況調査結果と方針が示され、当面の対策として、現道の機能強化を基本とし、バイパスルートの整備については、人口減少に伴う将来交通量の推計や、現道の機能強化による効果の検証を行う必要があることから、現時点で検討を進めることは難しいと伺っております。</p> <p>このような県の方針を受け、本市では、香川町と香南町をネットワークする生活基幹道路などについて、整備手法など種々の検討を進める中で、バイパスルートの一部の代替案として、香東川対岸へ渡る際、大きく迂回せざるを得ないという地域の課題の解消が図られ、県道網の補完にもつながる生活基幹道路として、市道下川原北線及び市道城渡吉光線を位置付け、鋭意、整備を進めているところでございます。</p>
香南地区	4	地域高規格道路(高松空港連絡道路)(仮称)の整備	<p>地域高規格道路(高松空港連絡道路)の整備では、県道三木綾川線付近において立体交差とする計画を示されています。この地域は、香南町の重要な施設が続く拠点的な場所であることから、整備手法の選択によっては、地域を東西に分断する可能性を秘めており、今後の香南町まちづくりに大きく影響をおよぼすものです。このような状況を考慮していただき、香南町が通過するだけの町にならないよう高松市の都市計画の視点にも十分に配慮した整備が進められるよう、主体的な対応をお願いします。</p> <p>なお、地域高規格道路の整備や高松空港の機能強化により、市道尾池丸田線、市道吉光高根線の交通量が増加しており、路面の老朽化が顕著な場所も見られていることから、適切な管理を引き続きお願いします。</p>	都市整備局	都市計画課・道路管理課	<p>県が整備を進めております、地域高規格道路(高松空港連絡道路)は、定時性、速達性を確保するため、一般道との交差を最小限に抑えており、県道三木綾川線付近においては、立体交差とする計画が示されております。</p> <p>香南支所周辺は、平成30年3月に策定した「高松市立地適正化計画」におきまして、拠点として位置付けており、医療・福祉・商業等の都市機能を集約する「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定しており、こうした本市のまちづくりの考え方を踏まえた地域高規格道路の整備の在り方につきまして、事業主体である県共々対応してまいりたいと存じます。</p> <p>また、御指摘の市道尾池丸田線及び市道吉光高根線につきましては、現地を調査いたしましたところ、路面が傷んできている箇所も見られますことから、計画的に舗装修繕工事を実施するなど、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。</p>

建設計画に係る令和2(2020)年度の実施事業に関する意見についての対応調書

香南地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香南地区	5	市道等の整備	市道等の整備については、建設計画登載路線のうち地元関係者の同意が得られた路線について、順次、整備を進めていただいておりますが、計画期間も残すところ2年となった建設計画において、重点取組事項として掲載している南原音谷線を始めとする未整備路線について、今後、どのように対応していくのかお示ください。	都市整備局	道路整備課	建設計画登載路線のうち、現在、着手している路線は、引き続き、鋭意、整備を進めるとともに、未整備路線につきましても、生活道路整備審議会の採択を経た後、予算や優先度も考慮の上、地元関係者の同意が得られた路線から、順次、整備に努めてまいりたいと存じます。
香南地区	6	立地適正化計画策定に伴う土地開発規制の強化による地域の衰退	平成30年3月に策定された「立地適正化計画」に伴い、香南地区においては用途地域や特定用途制限地域を指定することなど、望ましい土地利用規制の在り方について検討されているとお伺いしておりますが、高規格道路の整備が急速に進んでいるなか、現在、どのような対応が考えられているのかお示ください。	都市整備局	都市計画課	平成30年3月に策定した「立地適正化計画」におきまして、香南地区につきましては、合併町(旧香南町)の中心区域である歴史的背景、交通利便性や都市施設・居住の集積度を考慮し、拠点として位置付けており、居住誘導区域を設定しているところでございます。 土地利用規制に関わる用途地域の指定に当たっては、現在、農政部局で見直しを行っている「農業振興地域整備計画」とも連携を図りながら、検討してまいりたいと存じます。 また、特定用途制限地域の指定につきましては、住環境を阻害する工場等、特定の建築物を制限するものでございますが、指定により生じる既存不適格建築物の状況や周辺市町の土地利用規制の状況を踏まえ、今後、慎重に検討してまいりたいと存じます。
香南地区	7	香南小学校大規模改修工事の着工	香南小学校の改築の方向性が示され、事業が進んでいることにつきましては、非常に感謝しておりますが、その後、改築場所の問題が発生しているように聞き及んでいます。香南小学校の改築については、建設計画で掲げた事業ではないものの、老朽化による学習環境への影響を考慮し、従来から地域審議会において強く要望してきたことから、今後の事業推進においても引き続き協議をお願いします。	教育局	総務課 学校施設整備室	香南小学校の改築につきましては、現在、児童数の推移や学校施設の配置・規模・運営面等、多面的な検討を行っているところであり、御意見にもごさいますように、改築場所につきましても、その一つとして検討を行っております。今後におきましても、引き続き、香南小学校の改築に向けて、検討を進めてまいりたいと存じます。
香南地区	8	南部スポーツ施設における特色あるスポーツ施設の整備	高松市立りんくうスポーツ公園における管理棟、高齢者向けの健康増進施設や野球・ソフトボール用の備品等の整備については、今後の利用状況等を勘案し、引き続き、実施の検討をさせていただいていると思っておりますが、現在の利用状況等をお示ください。 なお、町内のスポーツ施設の維持管理については、引き続き、適切な対応をお願いします。	創造都市推進局	スポーツ振興課	利用状況に関しましては、ほぼサッカーでの利用となっており、時間帯としては、平日は夕方頃から少年サッカー、夜間は成人サッカー、土日は朝から一日中少年、成人サッカーでの利用となっております。 香南町内のスポーツ施設に関しましては、今後も指定管理者と協力し、適切な管理を行ってまいりたいと存じます。
香南地区	9	地域行政組織の再編	地域行政組織の再編が、平成28年1月に行われてから、3年が経過しましたが、この間、香南支所においては、従来からの窓口サービスを継続する激変緩和措置を講じていただいておりますが、市民サービスの低下は免れているところですが、ただし、この激変緩和措置は恒常的なものとは考えていないとお答えをいただいておりますことから、仏生山地区、山田地区に新たな総合センターの整備が進められようとしている現在、地区センター(仮称)への移行が予定されている香南支所が、どのような状況になるのか心配しているところですが、つきましては、地域行政組織の再編の推進に当たっての今後の方針をお示ください。 なお、香南支所の利用者が周辺地域にも拡大している地域特性等も考慮し、客観的にみて地域の誰もが激変緩和措置の終了もやむを得ないと思えるような状態に至るまで、引き続き適切な対策を講じられるよう引き続き強く要望します。	総務局	人事課 行政改革推進室	地域行政組織の再編に当たりましては、合併町の多くの住民の皆様から、急激な環境の変化に対する不安の声がございましたことなどから、支所職員の縮小による影響が生じないよう、激変緩和措置を講じることとしているところでございます。 激変緩和措置は恒常的なものとは考えておりませんが、その時々々の社会情勢の変化を十分に見極めながら、住民の皆様への窓口サービスの低下を招かないよう、適切な行政サービスの提供に努めてまいります。